



茨城県報

第 1 0 6 7 号

平成11年 6 月17日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (厚生指導課) 2

告 示

- 保険医の登録 (保険課) 2
- 保険医及び保険薬剤師の登録 (保険課) 4
- 定款変更の認可 (3 件) (農村計画課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3 件) (河川課) 5
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 7
- 茨城県収入印紙の売りさばき人の指定 (出納第一課) 7
- 土地改良区役員の就退任 (5 件) (土地改良事務所) 8
- 土地改良区役員の就任 (土地改良事務所) 11
- 土地改良区役員の退任 (土地改良事務所) 12
- 換地処分の届出 (土地改良事務所) 12
- 使用料の徴収事務の委託 (文化課) 12

(公 安 委 員 会)

- 緊急自動車の指定 12

公 告

- 造成工場敷地譲受人の公募 (事業推進課) 13
- 争議行為の予告通知の公表 (労政課) 13
- 平成11年産なたね集荷業者の登録所の設置場所 (農産課) 14
- 県営土地改良事業計画 (農村計画課) 14
- 都市計画案の縦覧 (2 件) (都市計画課) 14
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) 17
- 漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞 (水産事務所) 18

正 誤

- 平成11年 3 月30日付け茨城県報号外第32号中 18

規 則

茨城県規則第70号

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成11年茨城県条例第12号）の施行期日は、平成11年 7 月 1 日とする。

告 示

茨城県告示第701号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の 5 第 1 項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	登録記号番号	登録年月日
綾 大 介	茨医 12 2 5 5	平成11年 5 月27日
池 田 治	茨医 12 2 5 6	平成11年 5 月27日
石 垣 太 郎	茨医 12 2 5 7	平成11年 5 月27日
石 毛 和 紀	茨医 12 2 5 8	平成11年 5 月27日
市 川 良 太	茨医 12 2 5 9	平成11年 5 月27日
稲 井 広 夢	茨医 12 2 6 0	平成11年 5 月27日
植 田 賢 一	茨医 12 2 6 1	平成11年 5 月27日
植 野 映 子	茨医 12 2 6 2	平成11年 5 月27日
上前泊 功	茨医 12 2 6 3	平成11年 5 月27日
遠 藤 祐 子	茨医 12 2 6 4	平成11年 5 月27日
岡 田 浩 介	茨医 12 2 6 5	平成11年 5 月27日
岡 田 純 子	茨医 12 2 6 6	平成11年 5 月27日
小 澤 雄一郎	茨医 12 2 6 7	平成11年 5 月27日
越 智 寛 幸	茨医 12 2 6 8	平成11年 5 月27日
川 島 玲	茨医 12 2 6 9	平成11年 5 月27日
川 名 啓 介	茨医 12 2 7 0	平成11年 5 月27日
菊 池 教 大	茨医 12 2 7 1	平成11年 5 月27日
北 川 裕美子	茨医 12 2 7 2	平成11年 5 月27日

氏 名	登録記号番号	登録年月日
厨 川 謙	茨医 12 2 7 3	平成11年 5 月27日
古 賀 まゆみ	茨医 12 2 7 4	平成11年 5 月27日
児 玉 孝 秀	茨医 12 2 7 5	平成11年 5 月27日
駒 橋 美香子	茨医 12 2 7 6	平成11年 5 月27日
小宮山 千 晴	茨医 12 2 7 7	平成11年 5 月27日
齋 藤 貴 志	茨医 12 2 7 8	平成11年 5 月27日
齋 藤 誠	茨医 12 2 7 9	平成11年 5 月27日
坂 田 典 繁	茨医 12 2 8 0	平成11年 5 月27日
志 賀 由 佳	茨医 12 2 8 1	平成11年 5 月27日
杉 田 真太郎	茨医 12 2 8 2	平成11年 5 月27日
杉 本 孝 示	茨医 12 2 8 3	平成11年 5 月27日
玉 川 有 美	茨医 12 2 8 4	平成11年 5 月27日
鶴 淵 隆 夫	茨医 12 2 8 5	平成11年 5 月27日
中 嶋 玲 子	茨医 12 2 8 6	平成11年 5 月27日
中 村 大 介	茨医 12 2 8 7	平成11年 5 月27日
西 川 昌 志	茨医 12 2 8 8	平成11年 5 月27日
橋 本 真 治	茨医 12 2 8 9	平成11年 5 月27日
橋 本 孝 之	茨医 12 2 9 0	平成11年 5 月27日
林 大 輔	茨医 12 2 9 1	平成11年 5 月27日
原 口 典 博	茨医 12 2 9 2	平成11年 5 月27日
久 島 優	茨医 12 2 9 3	平成11年 5 月27日
平 塚 真生子	茨医 12 2 9 4	平成11年 5 月27日
平 野 優 子	茨医 12 2 9 5	平成11年 5 月27日
平 嶺 辰 英	茨医 12 2 9 6	平成11年 5 月27日
古 川 宗	茨医 12 2 9 7	平成11年 5 月27日
細 谷 真 人	茨医 12 2 9 8	平成11年 5 月27日
丸 島 愛 樹	茨 12 2 9 9	平成11年 5 月27日
右 田 王 介	茨医 12 3 0 0	平成11年 5 月27日
美 崎 昌 子	茨医 12 3 0 1	平成11年 5 月27日
向 田 壮 一	茨医 12 3 0 2	平成11年 5 月27日
柳 田 葉 子	茨医 12 3 0 3	平成11年 5 月27日
柳 林 聡	茨医 12 3 0 4	平成11年 5 月27日
山 田 圭 一	茨医 12 3 0 5	平成11年 5 月27日
山 本 貴 大	茨医 12 3 0 6	平成11年 5 月27日
吉 岡 友 和	茨医 12 3 0 7	平成11年 5 月27日
吉 田 郁 雄	茨医 12 3 0 8	平成11年 5 月27日
吉 田 健太郎	茨医 12 3 0 9	平成11年 5 月27日
和 田 大 志	茨医 12 3 10	平成11年 5 月27日

氏 名	登録記号番号	登録年月日
渡 邊 倫 子	茨医 12 3 11	平成11年 5 月27日
渡 邊 美 穂	茨医 12 3 12	平成11年 5 月27日
白 土 貴 之	茨歯 3 3 15	平成11年 5 月27日
中 野 真 祐	茨歯 3 3 16	平成11年 5 月27日

茨城県告示第702号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の 5 第 1 項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	登録記号番号	登録年月日
韓 貴 沫	茨歯 3 3 17	平成11年 5 月26日
許 斐 敦	茨歯 3 3 18	平成11年 6 月 1 日
池 田 裕 一	茨歯 3 3 19	平成11年 6 月 1 日
酒 入 聖 恵	茨薬 3 5 2 1	平成11年 5 月28日
鈴 木 敦	茨薬 3 5 2 2	平成11年 5 月26日
坂 入 美智子	茨薬 3 5 2 3	平成11年 5 月27日
片 岡 晴 美	茨薬 3 5 2 4	平成11年 5 月27日
上 野 奈保美	茨薬 3 5 2 5	平成11年 5 月27日
呉 恵 柱	茨薬 3 5 2 6	平成11年 5 月28日
久保谷 有 香	茨薬 3 5 2 7	平成11年 5 月28日
日 座 崇	茨薬 3 5 2 8	平成11年 5 月31日
清 水 篤 子	茨薬 3 5 2 9	平成11年 6 月 1 日
外 山 加 恵	茨薬 3 5 3 0	平成11年 6 月 1 日
池 田 典 子	茨薬 3 5 3 1	平成11年 6 月 1 日
吉 田 幸 恵	茨薬 3 5 3 2	平成11年 6 月 1 日

茨城県告示第703号

平成11年 5 月24日付けで、麻生北部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成11年 6 月11日認可した。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第704号

平成11年 5 月25日付けで、麻生南部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成11年 6 月11日認可した。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第705号

平成11年 5 月24日付けで、麻生西部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成11年 6 月11日認可した。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年 6 月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 下館市大字一本松513番 3 から
下館市大字一本松91番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 6 月17日

茨城県告示第707号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）、茨城県鉾田土木事務所及び茨城県鹿行地方総合事務所において縦覧に供する。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称
宮下地区 急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 9 号まで順次結んだ線、及び標柱 9 号と村道0102号線北側境界線に沿って 1 号とを結んだ線に囲まれた区域

市 郡 名	町 村 名	大 字	字	地 番	標柱番号	備 考
鹿島郡	大洋村	二重作	古内	959 村道0102号		境界線上の点
〃	〃	〃	〃	961		
〃	〃	〃	〃	985		
〃	〃	〃	〃	990		
〃	〃	〃	〃	991		

市 郡 名	町 村 名	大 字	字	地 番	標柱番号	備 考
鹿島郡	大洋村	二重作	宮平	1009 - 1		
				1009 - 2		
				1009 - 3		
"	"	"	"	1009 - 1		
				1009 - 2		
				1009 - 3		
"	"	"	"	1009 - 1		
				1009 - 2		
				1009 - 3		
"	"	"	"	1014 村道0102号		境界線上の点

茨城県告示第708号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）、茨城県鉾田土木事務所及び茨城県鹿行地方総合事務所において縦覧に供する。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 区域の名称

繁昌地区 急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号まで順次結んだ線、及び標柱10号と1号とを結んだ線に囲まれた区域

市 郡 名	町 村 名	大 字	字	地 番	標柱番号	備 考
行方郡	北浦町	繁昌	舘下	329 - 3		
"	"	"	舘平	684 - 1		
"	"	"	"	684 - 1		
"	"	"	"	685		
"	"	"	舘下	686 - 1		
"	"	"	"	686 - 1		
"	"	"	"	326 - 8		
"	"	"	"	327 - 9		
"	"	"	"	329 - 1		
"	"	"	"	327 - 12		

茨城県告示第709号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）、茨城県銚田土木事務所及び茨城県鹿行地方総合事務所において縦覧に供する。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 区域の名称

宮作地区 急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号まで順次結んだ線、及び標柱10号と1号とを結んだ線に囲まれた区域

市 郡 名	町 村 名	大 字	字	地 番	標柱番号	備 考
行方郡	玉造町	井上	宮作	2189 - 4		
"	"	"	"	2191 - 3		
"	"	"	"	2191 - 2		
"	"	"	"	2191 - 4 2192 - 2		境界線上の点
"	"	"	"	2183 - 1		
"	"	"	"	2183 - 1		
"	"	"	"	2183 - 1		
"	"	"	"	2187 - 4		
"	"	"	"	2187 - 5 2187 - 6		境界線上の点
"	"	"	"	2189 - 4		

茨城県告示第710号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、守谷町乙子高野土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 守谷町乙子高野土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 北相馬郡守谷町けやき台二丁目29番地の2

設立認可の年月日 平成 5 年 9 月 9 日

2 変更認可の年月日 平成11年 6 月17日

茨城県告示第711号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき

人に指定した。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定年月日 平成11年 6 月 8 日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地, 名称及び代表者氏名)

水戸市末広町 1 丁目 5 番 3 号

大 森 孟

茨城県告示第712号

龍ヶ崎市板橋町1953番地の 2 に事務所を置く長戸北部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので, 同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 6 月17日

茨城県知事江戸崎土地改良事務所長 宇 都 議 治

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
龍ヶ崎市板橋町1905番地	理 事	大 藤 茂	
" " 1535番地	"	海老原 誠 喜	
" " 3289番地	"	大 徳 弘	
" " 2167番地	"	酒 井 忠	
" " 2871番地	"	北 澤 力	
" " 2172番地	"	木 村 孝 男	
" 大塚町2187番地	"	木 村 賢	
" " 2280番地	"	大 内 喜 好	
" " 2552番地	"	飯 塚 嘉 意	
" " 2493番地, 2494番地	"	関 口 宏	
" 板橋町2389番地の 3	"	北 澤 勉	
" " 2392番地	監 事	酒 井 一 之	
" " 1955番地	"	北 澤 孝 三	
" 大塚町2313番地	"	永 井 敏 良	
" " 2484番地の 3	"	関 口 行 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
龍ヶ崎市板橋町1905番地	理 事	大 藤 茂	
" " 1535番地	"	海老原 誠 喜	
" " 3292番地	"	大 徳 豊	
" " 2167番地	"	酒 井 忠	
" " 1563番地の 1	"	北 澤 威	
" " 2172番地	"	木 村 孝 男	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
龍ヶ崎市板橋町2389番地の 3	理 事	北 澤 勉	
" 大塚町2470番地	"	石 島 章	
" " 2430番地	"	塚 本 徹	
" " 2552番地	"	飯 塚 嘉 意	
" " 2493番地, 2494番地	"	関 口 宏	
" 板橋町2392番地	監 事	酒 井 一 之	
" " 2871番地	"	北 澤 力	
" 大塚町2424番地	"	塚 本 清	
" " 2484番地の 3	"	関 口 行 雄	

茨城県告示第713号

土浦市下高津一丁目20番35号に事務所をおく土浦市木田余土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 6 月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
土浦市真鍋三丁目13番 7 号	監 事	大 倉 一 郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
土浦市東真鍋町13番 5 号	監 事	中 村 和 雄	

茨城県告示第714号

つくば市大字中根490番地 1 に事務所をおく桜村中根土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 6 月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
つくば市大字中根430番地	理 事	小 倉 道 子	
" " 538番地	"	本 橋 貞 夫	
" " 504番地	"	平 島 藤 一	
" " 450番地	"	平 島 光 治	理 事 長

住 所	職 名	氏 名	摘 要
つくば市大字中根593番地 2	理 事	平 島 孝 男	
" 大字横町246番地 2	"	酒 井 清	
" 大字栄259番地	"	中 村 三 郎	
" " 263番地 4	"	飯 島 敏 江	
" 大字上境358番地	"	大 塚 徳 男	
" " 388番地	"	酒 井 茂	
" 大字横町695番地 3	"	沼 尻 勝 文	
" 大字中根489番地	監 事	平 島 忠 雄	総括監事
" " 566番地	"	小 林 庄 一	
" 大字栄590番地	"	酒 井 久 雄	
" 大字松塚475番地	"	久保田 直 好	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
つくば市大字中根526番地	理 事	大 津 紀 子	
" " 536番地	"	小 林 一 夫	
" " 566番地	"	小 林 庄 一	
" " 490番地 1	"	本 橋 昌 夫	理 事 長
" " 581番地	"	平 島 忠 茂	
" 大字栄258番地	"	飯 島 貞 夫	
" " 336番地	"	飯 島 文 男	
" 大字上境428番地	"	酒 井 幹 夫	
" " 394番地	"	酒 井 英 一	
" 大字横町672番地	"	宮 本 俊 和	
" 大字栄270番地 1	"	塚 田 喜 三	
" 大字中根428番地	監 事	室 町 整 徳	総括監事
" " 516番地	"	室 町 栄 一	
" 大字栄230番地	"	銭 吞 健 治	
" 大字松塚436番地	"	沼 尻 一 雄	

茨城県告示第715号

古河市大字中田新田428番地の 2 に事務所を置く中田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 6 月17日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
古河市大字中田新田238番地	監 事	今 泉 彦 市	
〃 大字鳥喰532番地	〃	小森谷 恵 次	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
古河市大字中田新田205番地	監 事	今 泉 喜 一	
〃 大字鳥喰135番地	〃	高 橋 嵩	

茨城県告示第716号

猿島郡境町2076番地に事務所を置く猿島西部土地改良区連合から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 6 月17日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡総和町大字水海84番地	理 事	小 野 優	
〃 〃 大字磯部413番地	〃	野 本 勇一郎	
古河市大字茶屋新田198番地	〃	長 濱 利 光	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡総和町大字磯部1618番地	理 事	永 塚 三左男	
〃 〃 大字水海2332番地	〃	静 井 重 男	
古河市大字中田449番地	〃	山 口 淑 雄	

茨城県告示第717号

新治郡霞ヶ浦町牛渡365番地に事務所を置く菱木上流土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 6 月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡霞ヶ浦町穴倉6087番地の 1	理 事	土 屋 雄	

茨城県告示第718号

稲敷郡美浦村大字間野341番地の 1 に事務所を置く蔵後余郷入土地改良区から次のとおり役員が退任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 6 月17日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡美浦村大字信太2183番地	理 事	市 川 紀 行	

茨城県告示第719号

平成10年 3 月13日付け下土改指令第 1 号をもって認可した菱川地区（全換地区）の換地計画については、土地改良事業共同施行代表者落合栄四郎から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

平成11年 6 月17日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周 二

茨城県告示第720号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 委託先

東日本旅客鉄道株式会社

2 委託期間

平成11年 7 月 3 日から平成11年 8 月21日まで

3 徴収事務を委託する使用料

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第 9 号）第 3 条第 2 項に規定する茨城県近代美術館に係る同条例第 7 条に規定する入館料

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第26号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第 1 項の規定により、緊急自動車の指定を行ったので公示する。

平成11年 6 月17日

茨城県公安委員会委員長 篠 原 健 治

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 6 6 2	土浦100 さ 56	イスズ 11年式	水 防 用	中利根川・小貝川沿岸 水 害 予 防 組 合

公 告

・造成工場敷地譲受人の公募

鹿島臨海工業団地の造成工場敷地について、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、その譲受人を次により公募する。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分する造成工場敷地の所在地

茨城県鹿島郡神栖町大字東和田21番 1

2 処分面積等

工 区	画 地	面 積	価 格 (関連事業費負担金を含む。)
第 2 工区	第 3 画地 (2)	199,659㎡	29,500円 / ㎡

3 譲渡条件

- (1) 法第22条に規定する資格を有すること。
- (2) 法第18条の 2 の規定に基づく処分管理計画によること。

4 申込受付期間及び受付時期

平成11年 7 月 1 日 (木) 及び 2 日 (金) の 2 日間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

5 申込受付場所

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県企画部事業推進課

電話 029 (301) 2756

6 申込みに必要な書類

本県所定の様式による。

7 その他

詳細については、茨城県企画部事業推進課にお問い合わせください。

・争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合猿島支部執行委員長千葉國光から、平成11年 6 月 8 日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

夏期一時金等に関する要求

2 日 時

平成11年 6 月19日以降本問題が解決するまでの期間

3 場 所

日本赤十字労働組合猿島支部の組合員が従事する職場

4 争議行為の種類

あらゆる形の争議行為を実施する。

• 平成11年産なたね集荷業者の登録所の設置場所

茨城県大豆なたね交付金暫定措置法施行細則（昭和37年茨城県規則第11号）第3条第2項の規定に基づき、平成11年産なたね集荷業者の登録所を設置した。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県なたね集荷業者の登録所

茨城県農林水産部農産課、茨城県県北地方総合事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県南地方総合事務所及び茨城県県西地方総合事務所

• 県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営大徳宮淵地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営大徳宮淵地区土地改良事業（土地改良総合整備事業／農業用排水施設整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成11年 6 月21日から

平成11年 7 月16日まで

3 縦覧の場所

龍ヶ崎市役所

• 都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画公園を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することが出来ます。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

公園（6・6・401号 笠松運動公園）

2 都市計画を定める土地の区域

6・6・401号 笠松運動公園

追加する部分

ひたちなか市大字佐和字ウサキ、字篠根沢、字当間、字孫目東の各一部

那珂郡那珂町大字向山字保登内の一部

” 東海村大字船場字遠間の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) ひたちなか市役所都市整備部都市計画課
- (3) 那珂町役場都市計画課
- (4) 東海村役場建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成11年 6 月17日から平成11年 7 月 1 日まで

・都市計画案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、友部都市計画及び笠間都市計画下水道を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（友部・笠間広域公共下水道）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 排水区域

追加する部分

友部町大字平町字釜場、字古城内、字新町後、字清水寺前、字茶屋後、字土橋、字長山堀、字八幡下、字養福寺脇及び字舩堀の全部

大字大田町字歌之巫、字馬乗馬場、字円通寺後、字円通寺前、字海老田淵、字大田町、字川欠、字完全寺前、字行屋下、字北原、字久保田、字境内西、字境内東、字境外、字五反田、字五輪廓、字古城内、字高寅寺中、字高乾院後、字光明寺前、字高乾院、字高乾院前、字高乾院境内西、字駒形窪、字住吉道、字滝後、字滝脇、字田町、字大工町、字滝、字茶屋後、字塚田、字天神堀、字天王後、字鉄砲町、字堂前、字並松、字二階橋、字八幡後、字柊登道、字古館、字札場、字富士脇、字袋町、字樹堀、字水戸坂西、字水戸坂脇、字向山棚田、字屋敷裏、字矢野下道、字養福寺前、字横町、字養福寺境外、字新城、字三軒町、字矢野下後、字三光院脇、字寺中後、字新町出口、字光明寺脇、字海老田及び字円通寺脇の全部

大字橋爪字清水久保、字花坂及び古館の全部

大字矢野下字片曾、字観音前、字片曾前、字観音脇、字行人下、字源平台、字古山、字シケミ、字田中、字タテハ、字田代、字坪ノ内、字坪ノ内脇、字根本、字八幡前、字八幡、字ヒツ合、字東八幡、字フジ脇、字フシ、字孫六、字空ノ木、字若サ山、字八幡後、字槐下、字長堀向井、字八幡脇、字六本松、字島及び字坂下の全部

大字住吉字中山及び字並木の全部

大字長兎路字前原及び字梶山久保の全部

大字平町字新城，字原，字寺後及び字堂前の各一部

大字大田町字養福寺入，字三五郎原，字新町後，字新町，字寺後，字養福寺後，字養福寺脇，字向山中丸，字向山，字松山，字水戸坂脇棚田，字水戸坂下，字二ツ塚，字中坂，字西池下，字寺中，字裏田，字田町川添，字田町裏，字棚田，字合ノ田，字池田，字犬殺，字浦田，字兎窪，字馬捨馬，字完全寺後，字完全寺脇，字高乾院下，字權現堂，字庚申塚，字外森，字瀧前，字反田，字大日脇，字出口，字友部道上，字友部道，字堂後，字ドフメキ，字中丸，字西田，字西田淵，字光明寺，字唯信寺，字寄井，字唯信寺下，字芝ヶ入及び字高寺の各一部

大字橋爪字井ノ上，字榎宮，字駒形窪，字駒形，字長町，字原，字薬師堂，字比丘尼前，字十人町及び字清水の各一部

大字旭町字旭台，字旭平，字旭崎及び字西原の各一部

大字矢野下字宝蔵台，字五反田及び字野毛台の各一部

大字住吉字愛宕台，字愛宕山，字愛宕下，字向山，字亀之介，字裏尻，字西原及び字松山の各一部

大字長兎路字五万堀の一部

大字鯉淵字九ノ割の一部

笠間市大字笠間字相生町，字川東，字美濃殿谷原，字一本松，字東町，字桜台，字大和田台，字山居，字常楽前，字常楽台，字米田，字権現林，字堂ノ越及び字物見峠の全部

大字日草場字森下，字常楽及び字山居前の全部

大字下市毛字東町，字堂ノ越，字稻荷林，字鍛冶屋，字米田，字表及び字花香町の全部

大字石井字精進場，字槐堂，字間黒前，字元ノ，字北ノ入，字古町，字中橋，字清水，字大日山，字宮廻り及び字新地台の全部

大字箱田字山王台及び辰巳沢の全部

大字飯合字中畑の全部

大字笠間字鍛冶屋前，字堀込，字台町，字上河原，字神明前，字ザル田，字関場，字森下，字室縄子，字愛宕台，字才木，字入道久保，字道万下，字北ノ坪，字天王山，字坂尾谷津，字安郷内及び字立石の各一部

大字日草場字権現前の一部

大字下市毛字表前，字大谷津，字鍛冶倉，字四方北，字北裏，字荒地，字池ノ入，字向山及び並木の各一部

大字石井字中台，字台下，字石崎，字新地前，字合ノ田，字山下，字山王下，字後田，字防屋敷，字稻子原，字南町，字向畑，字卯木崎，字御手洗，字姥ヶ懐，字不動前，字土器内，字竹山，字香山堂，字嬰窪，字枝垂川及び字東の各一部

大字大淵字石崎の一部

大字金井字石崎及び吉添の各一部

大字寺崎字石崎の一部

大字箱田字山王下，字元ノ，字北ノ入，字防屋敷，字古山台，字新地，字香山堂及び字新地前の各一部

大字来栖字中坏，字上坏，字見田々，字川端，字折戸，字北ノ内，字十二所，字表及び三峯の各一部

大字飯合字杉小苗，字雨ヶ谷，字上ノ平，字後谷原及び字宮前の各一部

大字稻田字表，字前田，字神田，字大木田，字川西，字上ノ橋，字石ヶ崎及び稻田沢の各一部

大字本戸字合柄の一部

(2) 下水管渠

削除する部分

友部町東平四丁目、美原一丁目、美原二丁目、美原三丁目、美原四丁目、中央一丁目、中央二丁目及び中央三丁目の各一部

大字平町字大沢の一部

大字鯉淵字十ノ割の一部

大字矢野下字シケミ、字田中、字田中前、字八幡、字八幡前、字アサリ、字あざり、字アザリ、字野毛台、字孫六、字米田、字ウルシ畑及び字坊の前の各一部

大字旭町字旭台及び字西原の各一部

大字住吉字野木台、字利助、字川郷地、字亀之介、字向山、字中山、字愛宕台、字並木、字天神山及び字細谷の各一部

大字湯崎字東原及び字芝沼の各一部

大字長兎路字前原、字梶山久保、字細沼及び字五万堀の各一部

大字橋爪字若宮及び字本町の各一部

笠間市大字笠間字下田、字程島、字遠森、字権現、字森下、字権現林及び近森の各一部

大字下市毛字鍛冶屋前、字鍛冶屋及び稲荷林の各一部

大字日草場字森下の一部

(3) ポンプ施設

友部町大字平町字大沢の一部

笠間市大字下市毛字鍛冶屋前の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 笠間市役所建設部都市計画課

(3) 友部町役場都市計画課

4 縦覧期間

平成11年 6 月17日から平成11年 7 月 1 日

• 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成11年 6 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字中村西根字又城2138番 7, 同番 8, 同番11

2 事業主の住所及び氏名

水戸市泉町 1 丁目 2 番 4 号 第一生命ビル

出光興産株式会社 水戸支店

支配人 中 平 信 興

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

行方郡牛堀町大字永山字稲子田1712番, 1713番, 同番 1, 1714番, 1715番, 1716番, 1717番, 1718番, 字狐崎
1820番, 1821番, 1822番, 1823番, 字後堀1890番, 1892番, 字後堀城山入1891番

2 事業主の住所及び氏名

行方郡牛堀町牛堀17

牛堀町長 森 内 捷 夫

• 漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 (昭和43年茨城県規則第49号) 第51条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので, 茨城県聴聞規則 (平成 6 年茨城県規則第82号) 第 9 条の規定により公告する。

平成11年 6 月17日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 榎 田 昭

1 聴聞事項 霞ヶ浦北浦海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

2 期 日 平成11年 7 月14日 (水) 午前10時から午後 3 時まで

3 場 所 茨城県土浦市真鍋 5 丁目17番26号

土浦合同庁舎内

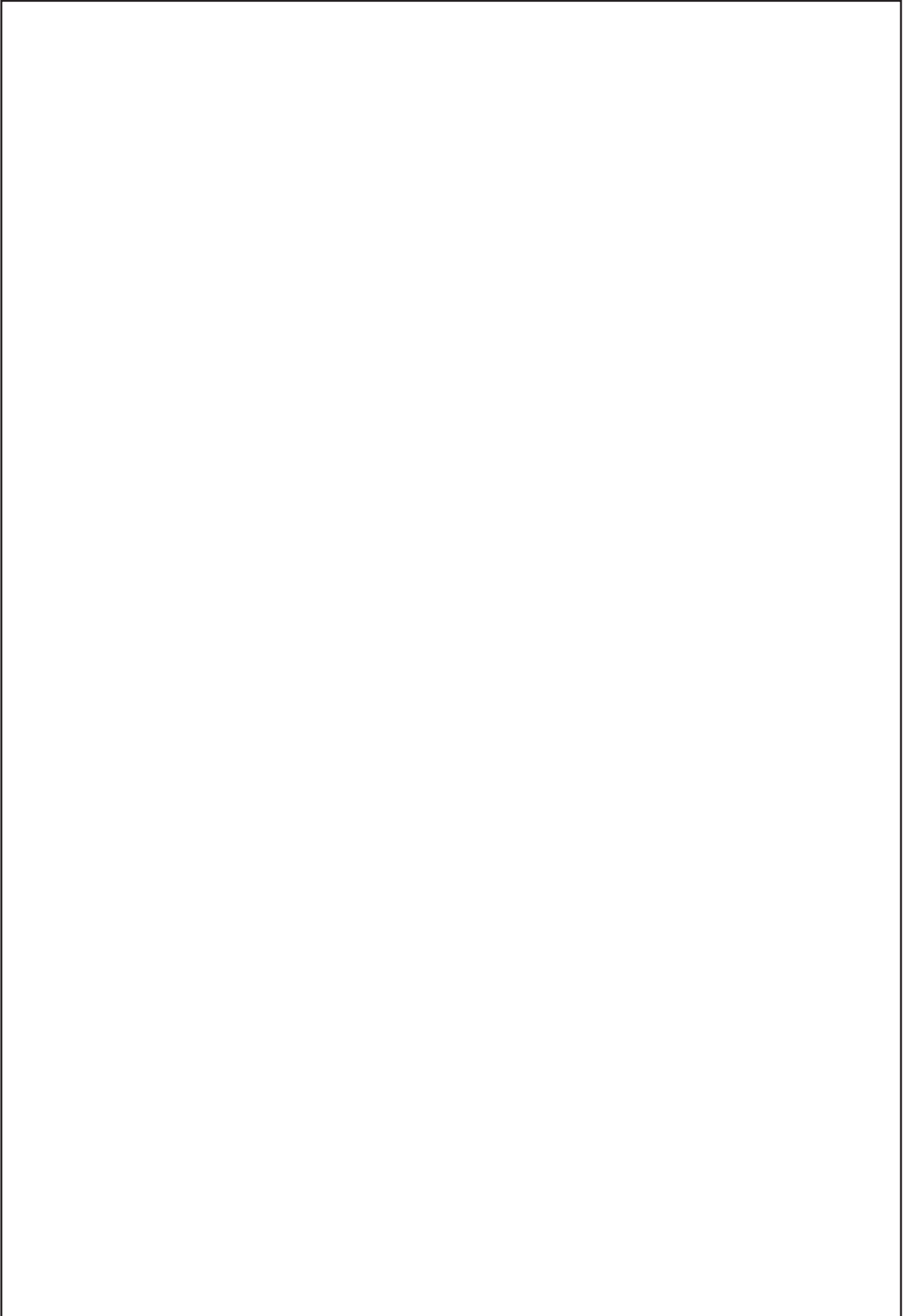
記者クラブ室

正

誤

平成11年 3 月30日付け茨城県報号外第32号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	17	第19条の見出しを「(事務の代決)」に改め, 同条第 2 項中「前項の」を「前 2 項の」に改め, 同項を同条第 3 項とし, 同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。	第18条の見出しを「(事務の代決)」に改め, 同条第 2 項中「前項の」を「前 2 項の」に改め, 同項を同条第 3 項とし, 同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
	21	第21条を第22条とし, 第20条を第21条とし, 第19条の次に次の 1 条を加える。 (代決の報告) 第20条 前条の規定により代決した事務のうち, 代決者において必要と認めるものについては, 速やかに館長に報告しなければならない。	第20条を第21条とし, 第19条を第20条とし, 第18条の次に次の 1 条を加える。 (代決の報告) 第19条 前条の規定により代決した事務のうち, 代決者において必要と認めるものについては, 速やかに館長に報告しなければならない。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)